

☆ 「障害者の権利に関する条約」

外務省のホームページにある外交政策の人権外交に「障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）」の内容等について説明され、以下のように示されています。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html>

【障害者の権利に関する条約とは？】

「障害者権利条約」は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。

- 例えば
- ◆ 障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定*を含む。）を禁止
 - ◆ 障害者が社会に参加し、包容されることを促進
 - ◆ 条約の実施を監視する枠組みを設置、等

*過度の負担ではないにもかかわらず、障害者の権利の確保のために必要・適当な調整等（例：段差への渡し板の提供等）を行わないことを指します。

【条約成立まで・・・締結に向けて我が国ではどのような取組が行われたの？】

平成18年12月 国連総会で条約が採択されました。
平成19年 9月 我が国が条約に署名しました。
平成20年 5月 条約が発効しました。

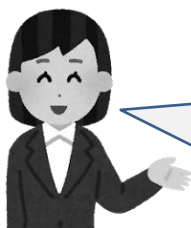
条約締結に先立ち、障害者当事者の意見も聞きながら、国内法令の整備を推進してきました。

平成23年 8月 障害者基本法が改正されました。
平成24年 6月 障害者総合支援法が成立しました。
平成25年 6月 障害者差別解消法が成立し、障害者雇用促進法が改正されました。

これらの法整備をうけて、国会において議論され、平成25年11月19日の衆議院本会議、12月4日の参議院本会議において全会一致で締結が承認されました。

平成26年1月20日我が国は「障害者権利条約」を締結し、
2月19日に条約は我が国について効力を発生しました。

【さらに内容が分かるパンフレットの紹介】



詳しい内容が「障害者権利条約パンフレット」に分かりやすく示されています。

<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000069541.pdf>>

